

法文化学会第22回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃ではありますが、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました法文化学会第22回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第22回研究大会準備委員会

2019年9月23日

記

日時：2019年10月26日（土） 10：00 開始（開場9：30）

場所：一橋大学国立キャンパス佐野書院

住所：〒186-0004 東京都国立市中2-17-35

昼食：当日はお弁当などの手配は致しません。ご了承のほど、お願い致します。

懇親会：一橋大学国立キャンパス佐野書院

大会参加費：1500円

懇親会費：5000円

※当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

連絡先：大会準備責任者・松園潤一郎（j.matsuzono@r.hit-u.ac.jp、042-580-8515・研究室直通）までお願い致します。

※本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、080-6704-3592（森光携帯）までお願い申し上げます。

大会日程表

(10月26日(土)、一橋大学国立キャンパス佐野書院)

開会挨拶

テーマ報告「法の手引書／マニュアルの法文化」

10:00～10:10 趣旨説明 : 松園潤一郎 (一橋大学)

10:10～11:00 テーマ報告①: 渡辺理仁 (一橋大学)
「ビザンツ帝国における「法の手引書」の変遷——8世紀から10世紀にかけて」

11:00～11:50 テーマ報告②: 但見亮 (一橋大学)
「中国における法のマニュアル——目的としての宣伝と教育」

<11:50～13:00 昼休み(理事会開催)>

13:00～13:50 テーマ報告③: 郭薇 (静岡大学)
「公共知としての法——近時日本における刑事立法とメディア報道との「協働」

13:50～14:40 テーマ報告④: 水野浩二 (北海道大学)
「民事訴訟手引書の系譜——中世後期ヨーロッパから近代日本へ」

<14:40～14:55 休憩>

14:55～15:25 総会

15:25～16:15 テーマ報告⑤: 野原香織 (帯広畜産大学)
「19世紀リヨンの絹織物職人と裁判——産業新聞『エコー・ド・ラ・ファブリック』紙における「判例」の形成」

16:20～16:30 コメント 岩谷十郎 (慶應義塾大学)

16:30～16:40 コメント 王雲海 (一橋大学)

16:40～17:30 全体討論

閉会挨拶

18:00～ 懇親会

以上

法文化学会第 22 回研究大会報告要旨

テーマ報告①

ビザンツ帝国における「法の手引書」の変遷——8 世紀から 10 世紀にかけて

渡辺理仁（一橋大学）

ビザンツ帝国において、法の手引書に相当する著作は長らく国家によって編纂されるものであった。法の手引書としては既に 6 世紀には『法学提要』が存在したものの、それ以降もビザンツ帝国においては『法学提要』と性質を同じくする、すなわち法源と手引書を兼ねた著作が度々国家によって編纂された。例えば 8 世紀の『エクロガ（抜粋集）』や 10 世紀の『エイサーゴゲー（法学入門）』は共に法源と手引書の性質を兼ね備えており、なおかつ規模と派生著作の点でそれぞれ同時代を代表するものとして理解されうる。それら両著作は、『市民法大全』を始めとするローマ法文を前提としている点では共通しているものの、両著作の構成や語り口、法文の内容に関しては細かな相違が認められ、時代状況や用途、想定する読み手の変化を反映して変更が加えられた結果と推測される。

そこで本報告では両著作を構成・語り口・法文の内容の点で比較し、それぞれの著作の同時代的な位置付けを検討しつつ、その他の法的著作の検討も併せてビザンツ帝国における法の手引書という類型の変遷について考察する。また、当時の法律家育成課程に関しても付言したい。

テーマ報告②

中国における法のマニュアル——目的としての宣伝と教育

但見 亮（一橋大学）

革命による解放を通じて新国家を建設した共産党は、当初から農民と労働者の自己改革に基づく社会改革そして社会主義国家建設を目指し、そのような思想に基づいて統治を行うこととなった。そこでは統治の基本スタイルとして、大きな目標や重要な指標がスローガンのように提示され、大衆自身が自発的にそれを実現する、という所謂「大衆運動」の方法がとられたのである。本報告ではこのような歴史的状況について、前代までの影響も含めて簡単に振り返った上で、革命後に共産党により打ち立てられた「新中国」の「大衆運動」型政策遂行における法の役割、とりわけそのマニュアル化の様相と教育的要素に注目し、そこで用いられるツールや方法にどのような特徴があり、またそれが何をもたらしめているのか、といった意識から、現代中国における法のマニュアル化の状況について検討したいと考える。

テーマ報告③

公共知としての法——近時日本における刑事立法とメディア報道との「協働」

郭 薇（静岡大学）

2000年以降、日本では、特に刑事法立法の活発化とともに、報道と法改正の関連性が注目され始めた。そこでは、出来上がった法律だけに着目するのではなく、非法専門家の言説がいかに関与し、法形成に影響を与えるかという視点が重要である。本論は、法社会学の観点から、立法過程におけるアクチュアルな法言説としてのメディア報道とその機能を考察する。

本論の検討は次の手順を踏んで進めていく。第一に、近時の法意識論を参照しながら、法に関わる知識・情報の位置づけを再考する。続いて、とりわけ公訴時効の撤廃（2010年）と取り調べの可視化（2016年）、二つの立法過程を対象にメディア言説の構造とそれが法改正に与える影響を検討する。最後に、現代社会における法情報の拡大を言及しつつ、その意義と課題について述べる。

テーマ報告④

民事訴訟手引書の系譜——中世後期ヨーロッパから近代日本へ

水野浩二（北海道大学）

法史学では、12世紀ヨーロッパの「法学の復活」以降の法学を基盤とした法（学識法）、そしてその延長線上にある近代日本法における手引書について、「精緻な制度や学説を実務向けに簡易にしたもの」「単なる書面の雛形」と片づける消極的評価が一般と思われる。本報告では手引書を、「精緻な制度や学説を体現した理論的文献」と並び立つ独立した系譜として位置づけ、その重要性が正当に評価されるべきことを、民事訴訟手続についての手引書を主な素材として論ずる。近代的民訴手続の原型たるローマ・カノン法手続の成立とその実務への浸透に伴い、大量に出現した手引書の叙述の構成や内容の具体相を紹介し、近代的民訴手続を継受した明治の日本がその定着のツールとして、手引書をどのように機能させ得たかなどを取り上げる。そして法史学が手引書を研究対象とする際の一般的論点として、手引書の実務（を通じた制度・学説）への影響のあり方、想定される読者像や活用法、背景としての法（学）や文字文化のあり方などを試論的に指摘してみたい。

テーマ報告⑤

19世紀リヨンの絹織物職人と裁判

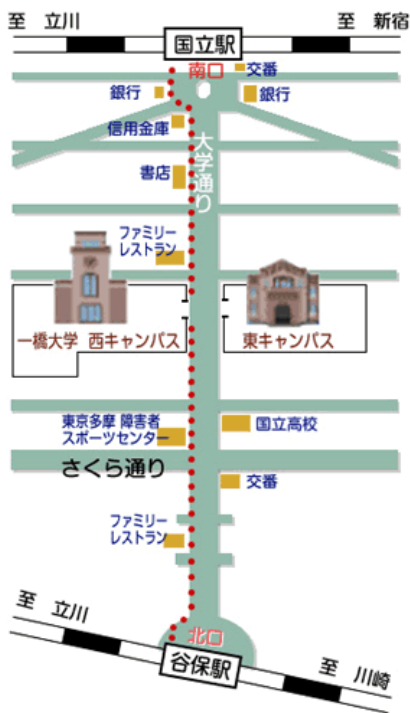
——産業新聞『エコー・ド・ラ・ファブリック』紙における「判例」の形成

野原香織（帯広畜産大学）

フランスの労働（職業）裁判所（conseil de prud'hommes）は、1806年にリヨンに創設され、その後フランス全土の各都市に及ぼされた。その起源は、アンシャン・レジーム期に、リヨンの手工業者を中心として、紛争解決のために裁判所を利用したことに由来する。1831年からリヨンで相次いで発刊された絹織物業職人による産業新聞には、労働裁判所公判の時評欄がありその公判内容の一部を知ることができる。本報告であつかう *L'Écho de la fabrique*（『エコー・ド・ラ・ファブリック』）（1831–1834年）は、リヨンとその周辺地域の絹織物業職人による情報共有・議論形成を目的に発行され、その後のリヨンの産業新聞の先駆けとなった。本紙では、創刊当時から労働裁判所の公判の概要が継続的に掲載され、次第に紙上で「判例（jurisprudence）」の形成が試みられるようになる。この「判例」は、当時まだ絹織物業や労働裁判に関する統一的な立法がないなか、重要事件の争点と裁判所の判決を集めて訴訟当事者となりうる読者に先例として提供しようとするものであった。

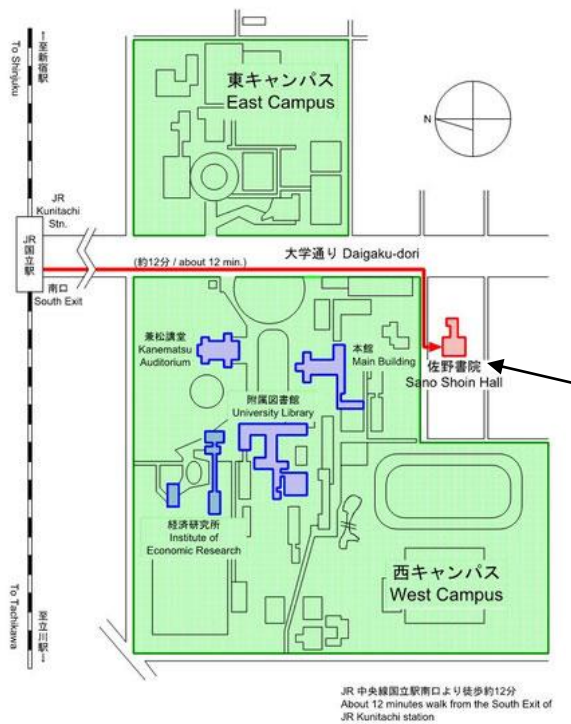
本報告では、19世紀リヨンの絹織物業従事者間でどのような紛争が起き、『エコー・ド・ラ・ファブリック』紙において何が「判例」とされたのかを検討することで、産業新聞が果たした“法の手引き”の役割を考えたい。

会場までのアクセス



一橋大学国立キャンパス

研究大会及び懇親会会場



JR 中央線 国立駅 下車
 南口 徒歩約 12 分
 JR 南武線 谷保駅 下車
 北口 徒歩約 18 分
 国立駅行 一橋大学下車 バス約 6 分

研究大会及び懇親会会場 (佐野書院)